### 增改築等工事証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

### 固定資産税の減額(抜粋)

2. 熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

	なりに物口							
	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事						
工事の	上記と併せて行った	1 天井等の断熱性を高める改修工事						
	改修工事	2 壁の断熱性を高める改修工事						
種	以修工事	3 床等の断熱性を高める改修工事						
別及	工							
の種別及び内容	事							
内宏	の 内							
谷	   内   容							
	己のうち熱損失防止改修					<u>円</u> 円		
	員失防止改修工事に係る			有		無		
	「有」の場合   交付る	される補助金等の額				円		
上記	己の熱損失防止改修工具	事の費用の額から上記の補助金等の額を				円		
差し引いた額								
上記	己工事が行われ、認定長	期優良住宅に該当することとなった場合						
長期優良住宅建築等計画の認定主体								
	長期優良住宅建築等計	第		号				
	長期優良住宅建築等計	一画の認定年月日	4	年	月	日		

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日 年 月 日
-------------

# (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

	氏 名		印		
証明を行った建築士	一級建築士、二		登 録 番 号		
	級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)		
	名称				
証明を行った建築	所 在 地				
士の属する建築士 事務所	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
	登録年月日及び登	登録番号			

# (2) 証明者が指定確認検査機関の場合

	名	称							印
  証明を行った指定	住	所							
確認検査機関	指定年月日 指定番号								
	指定をした	:者							
	氏	名							
調査を行った建築	7-h 6-6- 1	— <u>級</u> 發	<b>建築士、二級</b>		登	録	番	号	
士又は建築基準適合判定資格者		建築	士又は木造七の別		登録を (二級 築士の	建築コ		府県名 木造建	
	建筑其淮滨	i <b>(</b> > ¥1  f	三資格者の場	A	登	録	番	号	
	本来坐于地	ᄓᆛᄭ	-只怕怕♥ク刎	Ц	登録を 等名	受けた	地方	整備局	

# (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

	名	称							印
  証明を行った登録	住	所							
住宅性能評価機関	登録年月日 登録番号	月及び							
	登録をした	:者							
	氏	名							
調査を行った建築	建築士の	一級建	<b>建築士、二級</b>		登	録	番	号	
で は 建築 基 年 週 合 判 定 資 格 者 検 定 合 格 者				本造 登録を受けた都道府 (二級建築士又は木 築士の場合)					
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合						寸又は	合格証	
						通知番·	号又は	合格証	

# (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅	名	称						印
瑕疵担保責任保険		所						
法人	指定年	月日						
	氏	名						
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	建築士の		建築士、二級 士又は木造 七の別		登 登録を受 (二級建 築士の場	けた都道 築士又は		
	建築基準通合	5合判定	官資格者検定	合格者の場	合格通知 書日付 合格通知 書番号			

#### 備考 (抜粋)

- 8 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
  - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
    - ① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事(以下「熱損失防止改修工事」という。)により新たに平成20年国土交通省告示第515号別表の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする(該当するものがない場合は記入を要しない。)。
    - ② 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の 内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工 事の内容を具体的に記載するものとする。
  - (2) 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
  - (3) 「熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された熱損失防止改修工事に、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額」の欄には、 「熱損失防止改修工事の費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するも のとする。

- (4) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。
- 9 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
- (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕者しくは模様替、同項第6号に規定する修繕者しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の

2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に 応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級 建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条か ら第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

#### (2) 証明者が指定確認検査機関の場合

- 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定す る住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大 規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは 模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様 替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改 築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項 に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第 14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項 に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕 若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に 適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であ ること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の 9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅 に該当することとなったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載するこ
- ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第1項の規定により指定を受けた名 称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合 は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
- ④ 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増

築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

- イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
- 口 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- 二 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の 欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び 地方整備局等の名称を記載するものとする。

### (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

- 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規 定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しく は大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若し くは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模 様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しく は模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5 第 14 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 15 項に規定する増築、改築、修繕 若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修 繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準 に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事で あること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条 の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住 宅に該当することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載 すること。
  - イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
  - ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- ② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改 築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第

3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替表しては模様替表しては模様を、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しては取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しては模様をあること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しては地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しては同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しては同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

- イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。
- ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

#### (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項 に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若 しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕 若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しく は模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条 第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28 の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 21 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基 準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良 住宅に該当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次によ り記載すること。
  - イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17

条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。

- ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改 築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4 第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する 増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規 定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若し くは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規 定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条 第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する 熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若 しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われ た家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準 適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
  - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。
  - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
  - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。